c　学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校において、水産土木の定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が６年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が８年以上に達する者。

d　上記ａからｃ以外の者で、水産土木業務の実務経験期間が10年以上に達する者。

③　配置予定の技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料の提出を求めることがある。なお、当該資料が提出されない場合は入札に参加できないことがある。

⑻　工程管理に対する技術的所見が適正であること。

⑼　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、水産庁長官から「水産庁建設工事請負契約指名停止等措置要領」（平成19年９月14日付け19水漁第2012号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと

⑾　同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　次の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格、本工事においての施工体制、技術提案、ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等に対する評価をもって入札を行い、３⑵の要件に該当する者のうち、３⑶によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、３⑷による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の基準（以下「調査基準価格」という。）に該当する場合は、予決令第86条第１項の調査を行うものとする。

⑵　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

③　提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

⑶　評価項目と評価基準

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件（標準案）を実現できると認められた場合には、「標準点」100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　評価項目は次の１）～３）とし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。なお、「施工体制評価点」の最高点は30点、「加算点」の合計は最大で60点とする。

１）施工体制

２）施工計画（技術提案）

３）ワーク・ライフ・バランス等の推進

⑷　３⑴において、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじを引き落札者を決定する。

⑸　ヒアリングの実施（施工体制の審査）どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。詳細は入札説明書による。

⑹　評価の担保

①　受注者が技術提案採否通知書に「実施義務あり」として通知された技術提案について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合は、実施義務のある提案に対する不履行となった技術提案の割合に応じて、最大10点の請負工事成績評定の減点を行う。（入札説明書参照）

②　受注者が提出した休日確保計画について、受注者の責により履行できなかった場合は、３点を「請負工事成績評定」から減点する。ただし、受注者の責によらない場合は対象外とする。

③　受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―8907 東京都千代田区霞が関１－２－１　水産庁漁港漁場整備部事業課　電話03―3502―8493
メール　jigyoka_nyukei@maff.go.jp

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①　電子入札方式による場合

ア　交付期間　令和８年３月16日から令和８年６月26日までの毎日（ただし、行政機関の休日を除く。）９時00分から17時00分まで。

イ　交付場所及び方法　電子入札システム上において交付する。

②　紙入札方式による場合（電子入札システムを使用できない場合）

ア　交付期間　令和８年３月16日から令和８年６月26日までの毎日（ただし、行政機関の休日を除く。）10時00分から17時00分まで。ただし、12時00分から13時00分までの間を除く。

イ　交付場所　〒100―8907 東京都千代田区霞が関１－２－１　水産庁漁港漁場整備部事業課　ＴＥＬ03―3502―8493
メール　jigyoka_nyukei@maff.go.jp

ウ　交付方法　上記交付場所へ申し込み、無料にて交付する。

⑶　確認資料等の提出期間、場所及び方法

①　電子入札方式による場合

ア　提出期間　令和８年３月17日から令和８年４月20日までの毎日（ただし、行政機関の休日を除く。）９時00分から17時00分までと令和８年４月21日９時00分から15時00分まで。

イ　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、参加表明書の電子データの容量が10ＭＢを超える場合には、電子メール等により提出すること。ただし、必ず着信を確認すること。

②　紙入札方式による場合（電子入札システムを使用できない場合）

ア　提出期間　令和８年３月17日から令和８年４月20日までの毎日（ただし、行政機関の休日を除く。）10時00分から17時00分までと令和８年４月21日10時00分から15時00分まで。

イ　提出場所　４⑵②イに同じ。

ウ　提出方法　電子メール等により提出すること。ただし、必ず着信を確認すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　令和８年６月24日及び令和８年６月25日の10時00分から17時00分までと令和８年６月26日10時00分から15時00分まで。ただし、12時00分から13時00分までの間を除く。

②　提出場所　４⑵②イに同じ。

③　提出方法　入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着）により提出すること。

⑸　入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①　電子入札方式による場合

ア　入札の日時　令和８年６月24日及び令和８年６月25日の両日９時00分から17時00分までと令和８年６月26日９時00分から15時00分まで。

イ　入札書の提出方法　電子入札システムから電子データを提出すること。

②　紙入札方式による場合（電子入札システムを使用できない場合）

ア　入札の日時　令和８年６月29日10時30分

イ　入札の場所　水産庁漁政部第１会議室（本館８階、ドア番号「本818」）

ウ　入札書の提出方法　上記入札及び開札の場所へ持参し、紙により提出すること。